

明治天皇の服制と天皇像

——「見せる天皇」と「見せない天皇」——

刑部 芳則

はじめに

近代の天皇の服装が前近代の天皇と大きく変わっていることはいうまでもない。幕末の政局を担った孝明天皇は、平安中期から歴代天皇が用いてきた冠と束帯であったが、明治天皇は洋服と散髪を実施している。また孝明天皇の姿は一部の公家や諸侯しか目にできなかったのに対し、明治天皇の姿は行幸や御真影などによって多くの人々が目にすることとなる。

そうした天皇の可視化については、佐々木克氏が錦絵や印刷物から天皇の姿を分析し、近世の女性的な「見えない天皇」から近代の男性的な「見せる天皇」へと変化したと論じている。そして天皇の軍服姿が大元帥として確立するのが、明治十四年（一八八二）であると論じており、この点は公文書から統帥権の成立過程を検討した永井和氏の研

究によって補強された⁽²⁾。また明治天皇の個性を明らかにした伊藤之雄氏によれば、すべての通常政務において天皇が軍服を着用ようになるのは日清戦争からであるという⁽³⁾。これまでの研究からも明治天皇の姿が軍服と深く結びついていくことが分かる。明治天皇の姿を問われたとき、多くの読者は軍服を着た天皇を想起するのではないだろうか。昭和三十年代に新東宝で製作された明治天皇シリーズで、天皇を演じた昭和戦前期の俳優である嵐寛寿郎の姿を思い出す年配の人もいるだろう⁽⁴⁾。映画のなかで天皇は常に肋骨服の軍服を着用しており、質実剛健で偉い天皇として描かれている。それは明治時代から人々が抱いてきた天皇像であり、そうした明治天皇像が昭和戦後になっても変わっていないなかった証左となつていよう。

ここで疑問となるのが、明治天皇は軍服だけしか着ていなかったのだろうか、仮に他の服装を着用していたとした

ら、なぜ右のような天皇像を人々が抱くこととなったのかということである。その意味で考えると「見えない天皇」から「見せる天皇」になったことは事実だが、「見せる天皇」は限られていたのではないかといえる。先に筆者の答えを提示すれば、近代の天皇像には「見せる天皇」と「見せない天皇」があったと考えている。そうした差異を検討する好材料となるのが、天皇の生涯を通して何度も変更された服制である。服制の変更は、制服の構図だけでなく天皇のイメージを変える力を持っている。また制服の着用に関しては天皇の意向も含まれており、それが天皇像を創り出す要素にもなっていたと考えられる。

そこで本稿では、軍服を着る明治天皇のイメージが創造された過程について、まず天皇の洋式服制の導入過程を検討し、次にそうした制服がいかに着用されていたかを明らかにする。そして明治中期以降の服制改正と軍服の関係を考察し、最後にそれらの服装がいかにして当時の人々に可視化されていたかを解明する。これまで明治天皇の服制に関する本格的な研究がなかったため、漠然と軍服の天皇として語られてきた感が否めないが、本稿では「見せる天皇」だけではなく、知られざる「見せない天皇」の姿をも浮かび上がらせることを目的としている。

一 明治天皇の洋式服制の制定

明治天皇は、歴代天皇のなかではじめて洋服を着用した天皇である。だが、明治時代を迎えてすぐに洋服を着たわけではなかった。慶応四年（一八六八）正月十五日の元服まで、天皇は白の単に緋の袴を着けることが多かったようである。その姿は「明治聖徳絵画館壁画」の「踐祚」や「王政復古」に描かれている⁽⁵⁾。明治元年八月二十七日の即位式では、古代中国の唐制に倣った礼服を廃止し、黄櫨染の束帯へとあらためた⁽⁶⁾。明治天皇は、公式儀礼の場において黄櫨染の束帯を、通常政務に際しては小直衣を着用するなど、江戸時代の天皇と変わらぬ姿をしていたのである。明治天皇の束帯および小直衣姿は、明治五年（一八七二）に撮影された写真で確認することができる⁽⁷⁾。

それではなぜ天皇に洋式服制が必要となったのか。その理由は天皇の姿だけでなく、臣下の服制との関わりをも考えなければならぬ。慶応三年（一八六七）十二月九日に発足した明治新政府内では、新しい国家の服制を制定するため、服制案の作成と服制論議が繰り返し行われた。新政府の要職を務める士族出身の参与大久保利通は、華族と士族の身分差を服装から排除することを企図した。その結果、明治四年（一八七二）八月に政府官員の洋服着用と、散髪

および脱刀が許可された。そして九月四日には在京の華族に対して「服制変革内勅」を示した。内勅では、天皇自らが着用してきた冠と束帯を「軟弱ノ風」と否定し、服制を變更する意向が表明された。⁽⁸⁾

政府官員に洋服着用や散髪が普及するにもかわらず、それに反して天皇が従来の装束と結髪を続けることは好ましくなかった。また内勅で冠と束帯を「軟弱ノ風」と否定したが、それを着用する天皇も勇壮な姿とはかけ離れていた。実際、天皇と対面したイギリス公使の通訳官アーネスト・サトウは、「天皇の服装はほとんど見分けることができなかつたが、白く化粧をされている天皇の顔が、周囲の薄暗がりの中から、くっきりと浮かび出ていた」と記している。⁽⁹⁾ 大久保ら当時の政治家からすれば、化粧をつけた女性的な天皇の姿は西洋諸国の男性的な皇帝像に比べて見劣りすると感じたに違いない。それゆえ内勅が出されると、陸軍省内で各国皇帝の軍服調査が開始されている。

そうはいっても天皇の服装を變えることは容易ではなく、それには後宮を含めた宮中改革が不可欠であった。明治四年七月四日に吉井友実が宮内大丞に就任すると、同月中に公家華族の侍従らを多数免官にし、それに代わって士族出身者を侍従に抜擢している。⁽¹⁰⁾ 八月一日には女官の精選も行われたが、これは明治初年より宮中改革を希望してきた参

議大久保利通の期待を受けたものであった。⁽¹¹⁾ もっとも、このときの女官の精選は十分ではなく、翌明治五年四月二十四日にあらためて三十六名の女官が免官となっている。後宮で権力を握る女官が退けられたことにより、ようやく天皇の服装改革が可能になったのである。⁽¹²⁾

この間には太政官左院の宮島誠一郎が天皇の服制考案に着手し、太政大臣の三条実美や参議の西郷隆盛と内密に相談を重ねていた。天皇の服装改革が可能になると、明治五年四月七日に横浜から洋服仕立師を宮内省に呼び、職員の間から天皇と体格の似た者を選んで寸法を測った。⁽¹³⁾ こうして完成したのが、明治五年の正服である。燕尾形で上衣の両襟胸と袖には菊葉紋様が金糸で刺繡され、正帽には鳳凰が縫われている。⁽¹⁴⁾ 正服は、同年五月から出発した京都・中国・九州地方の巡幸で着用され、多くの人々に文明開化の必然性を示唆した。沿道の人々に見せた馬上の正服姿の天皇は、同時期に撮影された写真から窺える。⁽¹⁵⁾

その一方で明治五年九月四日には陸軍大元帥の軍服が制定された。この軍服は、「聖上大元帥タル時ハ鉞金色菊章帽衣ニ金線一小条ヲ増加ス」と、⁽¹⁶⁾ 大元帥に皇族や臣下が任命されることを意味し、天皇に限られた服装とはいえなかった。そのためか、明治六年（一八七三）四月三十日に千葉県習志野原で行われた大演習に行幸した際に天皇は正

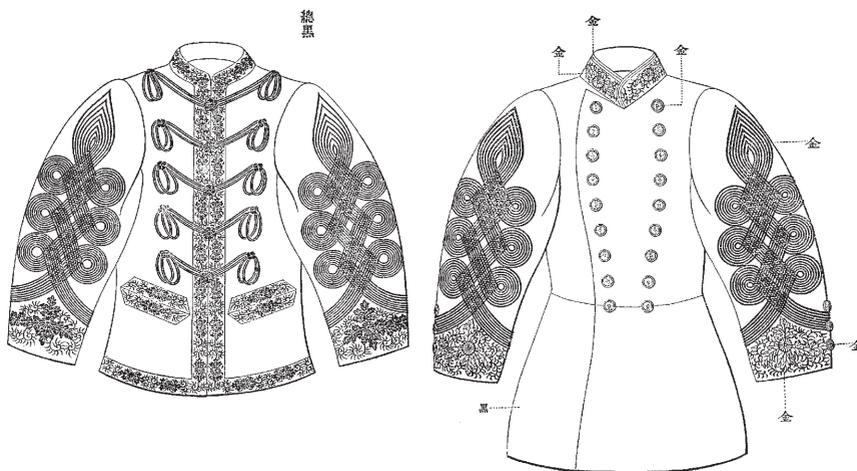
服を着用しており、大元帥の軍服を着用する機会の少なかったことが窺える。陸軍省では御軍服の正服および略服の雛型も作成しており、これは明治六年三月頃にはほぼ完成していた⁽¹⁸⁾。同年五月に大元帥・元帥の役職が廃止されると、六月には御軍服の正服および略服を調製している。天皇の正服上衣は、陸軍将校の軍服の黒一色とは異なり、両袖と両襟、上衣前面の合わせ目から裾廻りにかけて、菊唐草の金繡が縫いつけられ、飾紐と肩章も金飾という絢爛な服であった。また白羅紗製の正服下衣と舟形の正帽には、側部に菊唐草の金繡が同じく縫われている⁽¹⁹⁾。

このように天皇の洋服は急速に変更が進められたが、正帽を取ると天皇の頭髪は公家風の結髪であり、依然として薄化粧も行っていた。それは服装と違って頭髪は交換がきかないため、三条・大久保・西郷らが後宮の女官たちの抵抗に配慮して、急激な天皇の変化を避けたものと思われる。公家風の結髪は、西洋式の軍隊を指揮する天皇の頭髪として相応しくなかったに違いない。そこで天皇の散髪は、服装改革の意を解した侍従たちによって断行される。『明治天皇紀』の記述によれば、明治六年三月二十日に行われたようである。御軍服正服の雛型完成の時期と重なっており、御軍服正服の着用に合わせて行動といえる。

当日の模様は、午前中に女官が天皇の頭髪を結び、白粉

をつけて御学問所代に出御したが、御内儀に戻ってきたときには散髪になっており、その姿を見た女官たちは驚愕したという⁽²⁰⁾。これにより頭髪を正帽で隠す必要はなくなった。明治六年九月には御軍服正服姿の「御真影」が撮影されているが、正帽は台の上に置き、頭髪をあらわにしている。明治六年の「御真影」は、全国の小学校に下賜されなかったとはいえ、地方官庁や軍の施設などに掲げられ、祝祭日などには人々が閲覧することも可能であった。「御真影」は、十余年の長期間にわたって各国の皇族との写真交換などに利用され、多くの人々に明治天皇像として定着することとなる。

また明治天皇は御軍服正服を着用する機会が少なかった。表御座所で外国人や臣下と謁見する際に御軍服略服を着ることもあったが、祝祭日の恒例行事はもとより、行幸の際には正服を着用している。『明治天皇紀』の記述から統計を取ると、正服二十七回、略服二十二回であり、正服着用の様子は「明治聖徳絵画館壁画」の「地方官会議臨御」⁽²¹⁾、「畝傍陵親謁」、「内国勸業博覧会行幸啓」などから窺える。このように明治六年の御軍服正服は、天皇が着用する機会が多かったことに加え、その服装が「御真影」として後世まで残された点が天皇像に大きな影響を与えたといえる。



明治13年制 御正衣(右)・御軍衣(左)
『法令全書』明治13年、太政官達第55号

二 明治天皇の服制整備

洋式の天皇の御軍服正服および略服が設けられたが、それらは厚手の生地であり夏に用いるには不都合であった。そこで明治八年(一八七五)七月には「白絨・白綾小袖」二種類の夏用略服が制定された。⁽²²⁾それがどのようなデザインであったかは、管見の限り絵図面が見つけられないため、判然としない。明治天皇の服制が法規上の絵図面として明確になっているのは、明治十三年(一八八〇)十月十一日の御服改正である。臣下の陸軍正衣と同型の堅襟フロッタ二行九個釦、軍衣も臣下と同型の肋骨服となり、それぞれ袖や襟などに菊唐草の刺繍が縫いつけられ、大将の袖線七条に対して八条としている。また防寒用として御外套が設けられた。⁽²³⁾この改正を受けて翌十四年八月二十二日には夏用軍衣も改正されている。⁽²⁴⁾

こうした服制改正により、明治六年制定の御軍服正服および略服は用いられなくなる。『明治天皇紀』の記述から統計を取ると、明治十四年制の正衣は二十回、同じく軍衣は九回着用している。正衣は、各国皇族との対面、各国公使の親書捧呈の儀式、天長節をはじめ毎年の恒例儀式や勲章親授式などの際に着用した。それに対して軍衣は、各国の臣下との対面、行幸などに用いていたことが見て取れる。

また新設の御外套は、明治十四年二月二十日に行われた八王子連光寺村での兎狩の際に用いられたが、夏服の記載は皆無である。大正天皇の生母である柳原愛子の談話によれば、明治天皇は白色の肋骨服を好まず、年間を通じて冬用の黒色の肋骨服を着用していたとい⁽²⁵⁾う。

右の点は第四章で詳述するが、創造された明治天皇像には、法規上の制服に対する天皇自身の好みが少なからず影響していたことに留意しなければならない。明治十三年および十四年の制服は、明治天皇の制服図を公布した唯一の法規で、菊唐草の刺繍が目を引く構図である。また「明治聖徳絵画館壁画」にも、明治十四年九月の「北海道巡幸屯田兵御覧」、「山形秋田巡幸鉢山御覧」、同十五年（一八八二）一月の「軍人勅諭下賜」、同十六年（一八八三）七月の「岩倉具視邸行幸」のなかで軍衣姿が描かれている。だが、明治十三年製の正衣および軍衣が明治天皇像として定着することはなかった。その理由として考えられるのは、明治六年製の御軍服姿の写真と、次に述べる同十九年の改正による御軍服正衣および軍衣の存在が大きかったからだとはいえる。

天皇の服制改正は、明治十九年（一八八六）七月六日の陸軍将校服制改正にもなつて実施された。陸軍省内では同年初旬から陸軍将校服制改正案が進められていたよう

ある。四月八日には陸軍大臣大山巖が宮内大臣伊藤博文に宛てて「今般陸軍将校服制改正之義取調済ニテ」、「天皇陛下御服御徽章等モ御改正不相成候而ハ不相済」と論じ、天皇の改正服制案は陸軍省で取調べるべきか問ひ合わせている⁽²⁶⁾。これにより改正案は陸軍省で担当することとなった。六月二十四日に大山は、改正案の裁可を得るため左の意見を伊藤に提出した。

「從來我天皇陛下ノ御服ハ陸軍武官ノ服制ニ依リ大將ノ服ニ類スル一種ノ御服ヲ御制定相成居候処、其御装飾等ハ全ク右大將ノ服ト同シカラス、是レ天皇陛下ノ御服ハ人臣ト同一ナラシムヘカラストノ御趣意ニモ可有之候得共、今歐洲各国ノ制ヲ按スルニ塊地利、伊太利、独逸、露西亞等ノ各皇帝陛下ハ孰レモ特別ノ御服ヲ制セラル、コトナク、常ニ陸軍大將ノ服ヲ服セラレ加之時ニ依リ某聯隊ノ名譽隊長タラセタマフコトアリ、然ルトキハ其聯隊ノ制服ヲ服セラレ其肩章ノミ大將ノ肩章ヲ付着セラル、等ノ事モ有之候、是レ畢竟皇帝陛下ハ軍ノ大元帥ニアラセラル、カ故ニ即チ其最高武官タルノ服ヲ着セラル、モノニシテ、洵ニ至当ノ儀ト存候、就テハ我国ニ於テモ目下陸軍服制改正相成候際、天皇陛下ニモ従前特別ノ御服ヲ廢セラレ新定相成候、陸軍大將ノ服ト同制ノモノニ改メサセラレ而シテ御肩

章ハ特別ニ天皇陛下ニ限ル制式ノモノヲ着御アラセラレ候様相成候得者、欧洲各国ノ制ニモ適合シ、其宜ヲ得可申ニ付、仰希クハ此際断然右様御制定相成候様致度、此段意見上陳仕候也」

大山の意見によれば、従来の天皇の正衣および軍衣は臣下のそれとは異なる特殊な構図をしているが、そうした差異は欧州各国の制服にもないことであるという。オーストリア・イタリヤ・ドイツ・ロシアの皇帝は、陸軍大将と同じ制服を着用している。したがって、一般の服制改正に際しては天皇陛下の特別な服を廃止し、陸軍大将と同じ服装にあらため、肩章だけ特別な形式にするべきであるという。

この意見は翌日の明治十九年六月二十五日に上奏され、「御申越之趣了承則遂奏聞候処、御改正可相成図面早々御差出可有之旨御沙汰有之」と改正案の裁可を得た。そして八月十九日に大山は伊藤に宛て「御帽第一種」「御帽第二種」「御正衣」「御軍衣」「御袴」「御短袴」「御外套」「御雨覆」「御夏衣」「御夏袴」「御日覆」「御夏外套」「御前立」「御肩章」「御飾緒」「御飾帯」「御劍」「御刀」「御劍帯」「御軍服用御劍帯」「御刀帯」「御正緒」「御劍刀緒」からなる二十三品の目録を提出している。このうち実際に確認できないうのが、「御雨覆」「御夏衣」「御夏袴」「御日覆」「御夏外套」である。天皇像に影響を与えた明治十九年制から

も、天皇の夏服は除外されていることが窺える。

このとき調製された「御正衣」と「御軍衣」の一式は、明治神宮が所蔵している。⁽²⁹⁾ 現存する実物からは、明治十三年製の袖や襟などに縫われた菊唐草の刺繍が取り扱われ、十九年製の陸軍大将の正衣および軍衣と同じことが分かる。また正肩章は、陸軍大将の星三個の左右に上下する竜の彫刻が附された特別な形をしている。それでは十三年制に比べて特色が少なくなつた十九年制が、なぜ多くの人々がイメージする天皇像と結びついたのか。そこにはこの後に描かれた二つの「御真影」が関係していると考えられる。

明治天皇の「御真影」は、外国の皇族らに贈与する目的で撮影された。当時の外交儀礼の一つとして各国元首の肖像を交換する行為があつたことによる。明治六年の「御真影」から十余年の歳月が過ぎていたが、天皇が写真撮影を好まなかつたため、新たな「御真影」の撮影は容易ではなかつた。⁽³⁰⁾ 天皇の服装は、明治十三年の改正を経て十九年制へと変化しており、いつまでも明治六年の正服姿の写真を利用することは不都合であつたに違いない。そこで大蔵省の御雇イタリヤ人であるエドアルド・キヨッソーネが、十九年製の正衣を着用して被写体となり、その写真をもとに「御真影」を作製したことは周知の通りである。⁽³¹⁾ こうして明治天皇の正衣姿（座像）の「御真影」は明治二十二年（一

八八九) 八月に完成し、これは同二十三年(二八九〇) 八月より、市町村の小学校に下賜されることとなる。⁽³²⁾

また小学校に下賜されることはなかったが、明治二十六年(一八九三)にはキヨッソーネの手により、明治天皇の軍衣姿(立像)の「御真影」も完成している。⁽³³⁾ 第五章で述べるが、この二つの「御真影」は、その後民間で作製および販売された天皇の肖像にも影響を与える。それゆえ、明治時代の人々が長期間にわたって目にする天皇の姿になったといえる。その反面で明治十三年制の特徴ある天皇の制服は、明治六年の「御真影」と、同二十一年(二八八八)の「御真影」の間にあつたため、次第に存在感が薄れ、人々から忘れられていったのである。

三 「見せない天皇」の服装

明治天皇の服装を考える場合に見落としてならないのは、昼夜を問わず軍服を着用していたわけではないという点である。ここでは「見せる天皇」と「見せない天皇」があつたことを指摘し、それがいかに天皇像に影響しているのかを考察する。

天皇が用途に応じて服装を変えていた事実は、侍従の日野西資博の談話から知ることができる。日野西によれば、「侍従武官が置かれてから、陛下は毎日表出御には必ず軍

服をめすことになりましたが、それまでは日々の表出御もフロックコートでございました、尤も御儀式の時や謁見所へ出御の時などは、御軍服をめしましたが、内閣や枢密院の会議などに臨御の時はフロックコートのまゝであつた」という。⁽³⁴⁾ 天皇は、侍従武官が設置された明治二十七年(一八九四) 八月まで、宮中の表御座所への出御や、内閣および枢密院の会議へ出席する場合にはフロックコートを着用していたようである。軍服とともにフロックコートを着用していたことは、藪篤麿・慈光寺仲敏・斉藤実らの談話からも窺える。⁽³⁵⁾

そこで「明治聖徳絵画館壁画」を見ると、明治七年の「侍講進講」、同十一年七月の「能楽御覧」、同十四年十月の「兌換制度御治定」、同二十一年六月の「枢密院憲法会議」などにフロックコート姿の天皇が描かれている。⁽³⁶⁾ ここで重要なのは、その描かれた場所である。フロックコートを着用している場所は、赤坂仮皇居内の表空間、仮皇居に隣接する青山御所、太政官や枢密院などに限られている。つまり天皇のフロックコート姿は、天皇の側近や閣僚しか見ることができなかつたといえる。日清戦争が起きるまで天皇は軍服とフロックコートを使い分けていたが、多くの人々が目にするのは前者に限られていた。そのため、フロックコートは天皇像から外されていったのである。

宮中は、天皇が公務を行う表と、天皇の生活空間である奥とに分かれており、奥には侍従など限られた側近しか入ることができなかった。そこには「見せない天皇」の姿があった。昼頃に公務を終えて奥に戻った天皇は、フロックコートを着たまま昼食を取り、その後はフロックコートか和服で過ごしたという。天皇のフロックコート用のズボンには黒色であり、ズボン吊ではなくベルトを着用した。和服の場合は袴だけを着用し、羽織や足袋を用いることはなく、代わりに白の靴下を履いていたようである。⁽³⁷⁾和服や寝巻きは白羽二重と決まっており、その他に天皇の好みに応じて購入した着物は室内での試着に限られた。朝の起床から朝食までは白羽二重の寝巻きであり、表御座所へ出御する前にフロックコートへと着替えた。また祭服着用を除く、毎年六月と十二月に行われる節会では白羽二重に緋の袴を着用し、十二月二十八日の「御焚火」にはフロックコートも併用したという。⁽³⁸⁾

このような天皇の姿は、閣僚はもとより民間の人々が目にすることはなかった。また天皇の日常生活に関する記録は文書として残りにくいいため、そうした姿を目にした側近の談話から想像することしかできない。したがって、奥におけるフロックコートや、白羽二重などの和服姿は、天皇像として結びつくはがなかったといえる。

その意味でいうと天皇の祭服姿も例外ではない。明治五年四月四日には御祭服の制を定め、元始祭・神武天皇例祭・孝明天皇例祭・賢所御神樂および諸社行幸には束帯、恒例の祭祀・御遙拝・節朔祭などには直衣、神嘗祭・賀茂祭・男山祭・氷川祭御遙拝には直衣に単を襲ねて着用することとした。⁽³⁹⁾五月二十六日に豊受大神宮を参拝した際の服装から、束帯は従来多用されてきた「黄櫨染の袍」であったことが分かる。⁽⁴⁰⁾

これにより天皇は、通常時の洋服と祭祀儀礼の場における従来の装束を、使い分ける必要性が出てきたのである。明治五年六月二日に孝明天皇陵を参拝した際には、洋装から束帯に着替えている。⁽⁴¹⁾明治八年十二月九日、再び天皇の祭服を設け、以前よりも細かく区分された。四方拝・元始祭・孝明天皇例祭・紀元節祭典・仁孝天皇例祭・神武天皇例祭・神嘗祭御遙拝・神嘗祭賢所祭典・後桃園天皇例祭・光格天皇例祭・賢所御神学および諸社行幸・皇靈式年祭には束帯を、新嘗祭には祭服を、毎月一日の賢所・皇霊・神殿御拝には直衣を、節折・霊代天覧には小直衣を、神宝御覧には平常服を着用すると定めている。⁽⁴²⁾

この祭服の制度は、明治天皇が崩御するまで変わらなかった。明治十四年十二月三十一日の大祓・節折の儀に際しては小直衣・金巾子を、⁽⁴³⁾同四十二年（一九〇九）十月二

日の皇大神宮式年遷宮の儀では束帯を着用している⁽⁴⁴⁾。明治十三年七月十六日の孝明天皇陵参拝や、同三十八年（一九〇五）十一月十六日の豊受大神宮参拝では正衣を着用している⁽⁴⁶⁾が、これは明治八年十二月二十日に殿上の式は祭服、庭上の式は洋装という、諸社陵墓祭典奉仕者および参列者の服制礼式が定められたことによる⁽⁴⁵⁾。

つまり、天皇は野外で行われる参拝には洋装であったが、室内で挙行される祭祀奉仕には束帯や祭服などを用いたのである。閉ざされた殿上における天皇の束帯や祭服姿を目にすることができた者は、祭祀奉仕に従事する人物に限られる。仮に野外で天皇の参拝姿を見る機会を得たとしても、それは束帯や祭服ではなく、洋装の正衣姿であったに違いない。このような事情から、従来の装束を祭服として残したとはいえ、それを着用した姿は天皇像として人々に定着しなかつたのである。

また天皇の祭祀奉仕の回数が全体的に少なかつた事実も、重ね合わせて考えなければならぬ。『明治天皇紀』（明治五年―四十五年）から祭祀儀礼の統計を取ると、四方拝は二十三回（全四十回）、元始祭は二十一回（全四十回）、孝明天皇祭は二十回（全三十九回）、紀元祭は二十四回（全三十八回）、仁孝天皇祭は三十三回（全四十回）、春季恒例祭は二十五回（全三十三回）、神武天皇祭は二十七回（全三十九

回）、秋季恒例祭は十六回（全三十三回）、神嘗祭は二十二回（全三十九回）、天長節は三十三回（全三十九回）、新嘗祭は九回（全三十九回）、後桃園天皇祭は二十四回（全三十九回）、光格天皇祭は二十六回（全三十九回）、賢所御神樂は二十二回（全三十九回）を侍従および掌典長らに代拝させている。

新嘗祭を除くと、半分から三分の二の回数を代拝させていることが分かる。とりわけ天長節は、明治十四年から十四年まで一回も自ら祭祀奉仕を行っていない。天皇の祭祀奉仕の多くは明治十年代までであり、二十年代になると代拝の回数が増え、二十八年（一八九五）以降は代拝が顕著となる。これは日清戦争を契機にフロックコートと軍服の併用を止めた時期と重なっており、天皇像を考える上で興味深い点といえる。いかなる理由から天皇が祭祀奉仕を避けたのかは分からないが、いずれにせよ天皇の祭祀奉仕の回数が生涯を通して多くなかつたことは事実である。したがって、天皇の側近といえども、天皇の束帯および祭服姿を目にする機会はなかなか得られなかつたに違いない。

明治天皇は、フロックコートで政治の場に現れ、御内儀では白羽二重を、祭祀奉仕では束帯および祭服を着用するなど、必ずしも軍服だけを着ていたわけではなかつた。だが、そうした姿は側近や政府の閣僚しか見られず、多くの

人々が目にするのできる天皇は軍服姿であった。それゆえ、フロックコート・白羽二重・束帯および祭服など「見せない天皇」の姿は、人々が抱く明治天皇像には結びつかなかった。

四 日清・日露戦争と天皇の軍服

明治天皇は、明治二十七年の日清戦争を契機として、居内の表御座所だけでなく、帝国議會や枢密院に臨席の際にも軍衣を着用するようになった。日清戦争は、天皇の服装観を大きく変えたが、その一方で陸軍軍服の欠点も見出された。そこで戦後には陸軍省内に「被服装具及携帶糧食改良審査会」を設置し、各部隊から委員が命じられている。同会の幹事であった長岡外史によれば、「現今将校の服装は美術に偏し技工に失す」というように、陸軍の将校用肋骨服は見栄えはよいが、実戦には不向きだったようである。とくにズボンの側線は兵科によって分かれていたため、「各種各部を分つに色分けを以てする法は、野戦に於て各種の服を流用する為に不便なるのみならず、夜間などには識別に困難」という事態を引き起こしていた。⁽⁴⁸⁾

そうした問題を鑑みた審査会は、「黒色一行釦、短マントル式」を採用し、「徽章」の着脱によって正衣と軍衣との差異を示すものへと服制の簡略化を図った。また演習

および戦時には「鼠色」の服を用いることも提案した。⁽⁴⁹⁾この服制案は、明治三十年（一八九七）十月十五日に陸軍大臣高島鞞之助から侍従長徳大寺実則に渡され、同十八日に徳大寺が天皇に上奏している。⁽⁵⁰⁾「軍服改正ノ理由」に対して天皇は、翌十九日に不備の点があるため見合わせることを命じた。それは、「旧軍服ヲ紀念ノ為存シ置、新制服ト併セ用ユルコトハ将官ニ限ルトハ如何、上長官尉官ニモ紀念服ヲ用ユルナラハ理由アリトノ御趣意ナリ、上元帥ヨリ下卒伍ニ到ル迄尙制ナルハ欧州各国ノ通例ナリ、将官・佐尉官・下士兵卒軍服制ニ由リ區別シ、階級判然セシムル必要アリ、上下尙制ナルハ不可トス」という理由からであった。⁽⁵¹⁾

つまり天皇は、将官はもとより佐官や尉官に従来の肋骨服を残し、新式軍服との併用を認めるならば考慮の余地もあるが、元帥から兵卒まで同型の軍服にしたのでは階級の上下が判別できないのではないかと論じているのである。天皇の反対意見について長岡は、急激な変化を好まない天皇の性格に加え、御陪食などの席上で「古老の将官連」が「余り突飛」⁽⁵²⁾だと、服制案に反対意見を述べたことによると判断している。しかし、ここで重要なのは、天皇が従来の肋骨服を非常に好んでいたという事実である。それは明治十九年制の改正案が上奏された当日に裁可を得たのに対し、後

述するカーキ色の軍服や海軍服制案の裁可が延引したこと
の証左となつていよう。

陸軍服制の最大の欠点は、夏服が白色であつたことによる。白色は昼夜を問わず目立つため、狙撃の対象となりやすかつた。それゆえ、明治三十三年（一九〇〇）六月に起こつた北清事変では、カーキ色の軍服を着用する各国軍に比べると、⁽⁵³⁾日本軍の負傷兵の数は少なくなかつた。同年九月十日の陸軍服制改正により、夏服は肋骨服から一列五個釦へと変更しているが、清涼感と清潔感を有する白色は変わつていない。⁽⁵⁴⁾陸軍省は、北清事変の経験から、カーキ色の軍服採用の必要性をあらためて痛感した。そこで明治三十四年（一九〇二）六月十七日、陸軍大臣児玉源太郎は天皇にカーキ色の軍服を呈し、採用することを願ひ出ている。その結果、東京の某部隊で試験的に使用することが認められた。⁽⁵⁵⁾

このような試験的な採用に加えて、民間でも稲畑勝太郎によりカーキ色の染色技術の研究が進められた。明治三十七年（一九〇四）頃には稲畑の研究によつて、冬と夏とで地質の異なる生地への染色が可能となつたのである。⁽⁵⁶⁾同年二月に日露戦争が起きると、同月十日には陸軍将校の軍服に濃紺絨の詰襟一列釦を採用し、下士官の夏用軍服にカーキ色を取り入れることを決めていゝ。⁽⁵⁷⁾とはいへ、カーキ色

の軍服を全軍に普及させるのには時間を要し、将校用の濃紺絨は戦場で際立つてしまつたようである。

そのことは明治三十七年八月十三日付で第三軍司令部の大庭二郎が、参謀本部次長の長岡外史に宛た書翰から窺える。大庭は「此度の戦に我軍のカキ色夏服は確に成功の一にして、二千米を隔つる時は乗馬は見へても騎手は見へざる有様にて、余程敵の視目に触れざる利あり、何卒此際に断然外套冬服共カキ色に改められ候様切望に堪へず候」など記している。⁽⁵⁸⁾つまり敵を欺くのにカーキ色の下士官夏服が功を奏しており、将校および下士官の冬服や外套などもカーキ色への改正を望むという。

こうした要望は大庭独自のものではなかつた。明治三十八年一月二十日には満洲軍総司令官の大山巖が同様の意見書を、参謀総長の山県有朋と陸軍大臣の寺内正毅に、それぞれ送つていゝ。これを受けて寺内は服制改正の裁可を仰ぎ、二月一日には長岡外史が大山の意見書を天皇に上奏する。沙河会戦の経験から大山は、黒色軍服を着用した兵を遠方から確認できるのに対し、カーキ色の下士官夏服を纏つた兵は近距離でも判別しにくいこと論じる。カーキ色の軍服の採用は、死傷者を減少させるため不可欠だと説き、また経費の問題から黒および濃紺絨の服を廃止し、カーキ色の軍服に統一すべきであると主張した。⁽⁵⁹⁾

大山の意見を受けた天皇は、陸軍軍服改正の即断を避けている。明治三十八年六月九日には御座所で天皇に拝謁した寺内が、再び「陸軍戦時服」について上奏し、試作品を見せて説明を行った。二十六日に天皇は、内大臣秘書官の日高秩父を寺内に遣わし、陸軍服制について垂問している。⁽⁶⁰⁾ こうした度重なる服制改正の要望を受けて、七月十一日に「陸軍戦時服」が制定された。これにより昨年二月に制定した軍服が廃止され、詰襟一列釦の軍服をはじめ、外套や雨具に至るまでカーキ色へと変化したのである。⁽⁶¹⁾

これほどまでにカーキ色軍服の制定に時間を要した理由はなんであつたか。冬服に適した染料技術が遅れていた事実もあるが、それよりも重要なのは天皇の意思が働いていたことであろう。肋骨服を好んで着ていた天皇は、カーキ色の軍服に統一すべきであるという大山巖からの上奏があつたにもかかわらず、陸軍服制で定める将校用の肋骨服を廃止していない。戦地の軍指令官からカーキ色の軍服でなければ戦争に勝つことができないという要望が出たため、最終的に「陸軍戦時服」としてカーキ色の軍服の採用を裁可した⁽⁶²⁾が、そうした変化を天皇は望んでいなかったようである。明治三十九年（一九〇六）四月十二日に「陸軍戦時服」は「陸軍軍服服制」と改称し、カーキ色の軍服を平靴両事通用の制服と定めたが、将官に限っては肋骨服を残し

ている。⁽⁶³⁾ この点は、明治四十五年（一九一二）二月二十四日の陸軍服制改正でも変わっていない。⁽⁶⁴⁾ 将官用に肋骨服を残したのは、その着用を天皇が望んでいたことの証左となつていよう。

明治天皇が陸軍の肋骨服を愛用していたことは、海軍軍服と比較しても明らかである。天皇は海軍の観艦式に出席する際も肋骨服を着用していた。明治二十九年（一八九六）十月に天皇の海軍軍服（大礼服・礼服・通常礼服・軍服）が作られてからも、天皇はそれを着用しなかつた。⁽⁶⁵⁾ 明治三十七年八月十三日、海軍大臣山本権兵衛は、海軍の行事に出席する天皇の服装が肋骨服であることを残念に感じ、海軍の軍服を着用して欲しいと進言した。それでも天皇は逡巡していたようであり、翌三十八年十月二十一日に寺内正毅が、山本の意向をあらためて伝えている。さらに参謀総長の山県有朋からの進言に加え、侍従職幹事の岩倉具定を介して内閣総理大臣桂太郎が奏上したため、天皇は海軍軍服を着用することを決意した。⁽⁶⁶⁾

その翌日の明治三十八年十月二十二日、横浜で開催された凱旋観艦式に天皇は海軍軍服を着用している。『明治天皇紀』から天皇が海軍軍服を着用している記述を拾い上げると、明治三十九年七月六日の海軍大学校卒業証書授与式に行幸した際と、同四十年（一九〇七）十二月二十七日に

軍艦筑波・千歳を親閲するため、海軍通常礼服を着て横須賀に行幸したときに限られる⁽⁶⁷⁾。海軍軍服に天皇は袖を通すこととなったが、その回数は多くはなかったようである。

この点は陸軍のカーキ色の軍服にも共通する。天皇は、明治三十九年四月三十日に青山練兵場で開催された陸軍凱旋觀兵式ではじめてカーキ色の軍服を着用し、翌日の五月一日に新宿御料地で行われた陸軍凱旋觀兵式にもカーキ色の軍服で出席している⁽⁶⁸⁾。また明治四十一年（一九〇八）から四十四年（一九一〇）まで行われた陸軍大演習にもカーキ色の軍服で臨んだことが、現存する写真から見て取れる⁽⁶⁹⁾。しかし、その一方で天皇は、明治三十九年十二月二十一日の陸軍砲工学校卒業証書授与式に肋骨服で行幸しており⁽⁷⁰⁾、同四十二年十一月十九日の観菊会にも肋骨服で出席している⁽⁷¹⁾。これらはカーキ色および海軍軍服を採用した際に侍従武官であった白井二郎の「カーキ」色ニ変リマシテモ陛下ハ元ノ黒ノ蛇腹ノ軍服ヲ夏冬共召シマシタ、唯海軍ノ觀艦式等ノトキ丈ケ海軍ノ服ヲ御召ニナツタヤウデゴサイマス⁽⁷²⁾という談話と、一致している。

陸軍の觀兵式および大演習などには佐官以下と同じカーキ色の軍服を着用し、海軍の行事では海軍軍服を用いたが、それ以外の場では依然として従来の肋骨服を愛用していたのである。同じ軍服といっても、陸軍のカーキ色の軍服や、

海軍軍服を着用する機会は少なく、それらを着用した天皇の姿を人々が目にすることはほとんどなかったといつてよい。明治十九年制の陸軍正衣および軍衣が明治天皇像として定着する理由としては、それを天皇が長期間にわたって愛用していたことが素因となっているのである。

五 描かれた明治天皇像

これまで述べてきた天皇の服装が、実際に描かれた明治天皇の肖像画と、どのように関係しているのかを検討する。民間で作製された明治天皇の肖像画は、明治十年代に入ると数多く登場している。明治十四年までに作製された肖像の多くは、明治六年制の正服姿で撮影した「御真影」と同じ構図で描かれており、同年以降にはその服装を明治十三年制の正衣および軍衣（肋骨服）へと変更したものが見受けられる⁽⁷⁴⁾。もともと書き手の画家は、天皇の服制変化を十分に把握していなかったようで、明治十三年制と十九年制が混在しており、そうした構図は明治二十三年まで継続して見ることができ⁽⁷⁵⁾。

明治十年代には「皇国貴顕肖像」や「大日本帝国高貴肖像」などの題名がつけられ、天皇を中心に太政官の閣僚たちを、丸枠に一名ずつ描いたものが多く作られていたが、明治十年代後半からは觀兵式に臨む馬上の天皇姿が描かれ

るようになる。馬上の天皇は、明治十三年制と十九年制が混在しているものの、正衣か軍衣であった。⁽⁷⁶⁾

各種の肖像画では服制の混在が見られたが、明治二十二年にキヨツソーネが作製した「御真影」が発表されることにより、天皇の服装は画一化していく。また天皇の顔立ちも、新たな「御真影」をモデルに描かれるようになる。その象徴的な画像が、明治三十年と三十八年に田中良三が描いた「大元帥陛下御肖像」と「大元帥陛下御尊影」である。⁽⁷⁷⁾ また同時期に平野辰吉が描いた地球に馬の蹄の跡をつける馬上姿の天皇は、世界上で比類なき強い天皇像を示唆し、フランスの英雄ナポレオンを髣髴とさせる肖像画であるが、馬上の天皇はキヨツソーネが描いた「御真影」の姿に他ならない。⁽⁷⁸⁾

明治三十年代になると、明治天皇は皇后をはじめ皇太子嘉仁親王や親王妃などともに描かれることが多くなる。明治三十五年（一九〇二）の「大日本帝室御尊影」や同三十八年の「皇室御団楽御真影」などがそれぞれであるが、⁽⁷⁹⁾ 両方もキヨツソーネが描いた「御真影」の姿をしている。

日露戦争後に天皇がカーキ色の軍服を着用したこともあったか、明治四十二年に葛西虎治郎が描いた「御国之礎」や、翌四十三年に黒木半之助の手による「大元帥陛下御真影」ではカーキ色の軍服姿であった。⁽⁸⁰⁾ だが管見の限り、明治期

に描かれたカーキ色の軍服姿は両者に限られ、他に発見されたとしても、天皇の肖像画の全体数からすれば少ないだろう。日露戦争を迎えてからもキヨツソーネの描いた「御真影」の影響は強く、「御真影」をモデルとした掛軸式の肖像画が作られている。⁽⁸¹⁾ また海軍軍服姿も「明治聖徳絵画館壁画」の「凱旋観艦式」を除けば、有栖川宮威仁親王が描いた「明治天皇御尊影」以外に見ることができない。⁽⁸²⁾

大正時代になると、カーキ色の軍服を着た天皇の横顔写真をもとに描いた肖像画や、銅版画などが複数作られるようになる。⁽⁸³⁾ それは大正二年（一九一三）十一月十四日に大正天皇のカーキ色の軍服が制定され、二十九日の陸軍服制改正で将官用の肋骨服が姿を消すという、⁽⁸⁴⁾ 時代に適応したものであったと判断される。また大正時代には黄櫨染の束帯姿の肖像画も描かれている。それは明治天皇の御大葬および天皇を祀る伏見陵とともに束帯姿を描く「伏見桃山両御陵及乃木神社参拝記念」など、⁽⁸⁵⁾ 天皇の神格化を示唆したものといえる。明治後年には掛軸式の「大日本帝国歴代天皇御真影」が作られていたが、⁽⁸⁶⁾ その束帯姿の明治天皇も歴代天皇の霊に対する祭祀行為を表していたと見ることができさる。

祭服である束帯および直衣姿の明治天皇は、大正末から昭和になっても松岡映久など有名な画家によって描がかれ

ている。⁽⁸⁷⁾それは大正九年（一九二〇）十一月一日に明治神宮の鎮座祭が行われたこともあり、明治天皇の神格化とともに祭服姿の肖像作成が要望されたと考えられる。ただし、そうした画家による肖像は、明治期の石版印刷の肖像とは異なり、広く人々に可視化されたものではなかった。また一方では昭和になってからも、明治十九年制の正衣姿の天皇像が描き続けられている点は看過できない。⁽⁸⁸⁾大正から昭和へと時代が変わるにつれ、カーキ色の軍服姿や祭服姿の天皇像が登場したとはいえ、明治十九年制の正衣および軍衣姿の天皇像は、人々の印象に根強く残っていたのである。

おわりに

明治天皇像が軍服姿として想起されるのは、本論で明らかにしたように様々な要因が重なりあった結果によるものであった。明治初年に明治天皇は歴代天皇と変わらぬ束帯や直衣を着用していたが、四民平等を企図した服制改革が行われると、洋服着用が余儀なくされた。明治五年の正服に続いて翌六年には軍服を制定した。軍服は、化粧をする女性的な天皇から、西洋の皇帝のような男性的な天皇へと、天皇像を変えるのに相応しい服装でもあった。また軍服着用の際には、急速な変更が困難であった散髪を断行している。明治十年代には天皇の服制整備が進められ、同十三

年と同十九年に大きな改正が行われた。だが、「御真影」に写る明治六年制と十九年制の軍服に対し、それがない明治十三年制の軍服は天皇像として定着しなかった。

軍服姿の印象が強い明治天皇であるが、天皇が着用する服装は軍服以外にも存在した。天皇は日清戦争まで表御座所や内閣に出御する際にはフロックコートを着用しており、天皇の生活空間である御内儀ではフロックコートや白羽二重の和服で過ごし、また皇室祭祀の奉仕に際しては束帯や直衣などの祭服を着用していた。だが、そのような天皇の姿を見ることが出来る者は、政府の閣僚と侍従などの側近者に限られた。つまり人々に「見せない天皇」の姿は、天皇像として定着するはずがなかったといえる。

人々に「見せる天皇」の軍服姿には天皇の好みが加わっていた。天皇像として定着する明治十九年制の正衣および軍衣は、もともと天皇が好む服装であった。それゆえ夏の白肋骨服の着用を避け、カーキ色の軍服や海軍軍服を着る機会も少なかった。天皇が長期間にわたって着用した明治十九年制の正衣および軍衣は、人々が目にする機会の多かった服装であった。キヨツソーネが描いた「御真影」から、正衣姿を確認する人々もいたに違いない。

このような「見せる天皇」の軍服姿と「見せない天皇」の姿、軍服に対する天皇の好みとキヨツソーネの「御真影」

影」などは、民間で発売された天皇の肖像に表れていた。天皇の服装や顔立ちは、「御真影」の影響を受けたものが少なくなかった。大正時代になるとカーキ色の軍服や祭服姿も描かれるようになるが、それは明治以来の天皇像を塗り替えるには至らなかった。

長年にわたって明治天皇像の研究を行ってきた佐々木克氏は、幕末から明治へと時代が変わるにつれて「見えない天皇」から「見せる天皇」になったと論じる。たしかに錦絵などに天皇の顔が描かれたという点からすれば、「見せる天皇」になったといえる。だが、本論で述べてきたように、近代以降の天皇といえども「見せる」天皇は限られており、その一方で「見せない」天皇の姿があることを看過してはならない。写真・絵画・彫刻などで表現された明治天皇像は、宮内省によって創られた「見せる」天皇像に過ぎないのである。

そのことを最後に確認して本論をおわることとする。大正十年（一九二二）十月に明治神宮宝物殿が竣工するが、それより前から宮内省内では宝物殿に下賜する御物の選定が行われていた。同年四月十九日には、明治初年に天皇が新年朝拝や天長節などに着用した「御唐衣、夏冬」の一式を宝物殿に送付することが決まった。⁽⁸⁹⁾天皇の洋服類については侍従らによって「明治神宮宝库へ御下付ノ御品目録」

が作られている。

目録に記された服装を要約すれば、①燕尾形御正服、②明治六年御制定、③明治八年御略服、④明治八年制夏御略服、⑤明治十三年制御正服・御軍服、⑥明治十三年制御夏服、⑦明治十九年制陸軍御正服・御軍服、⑧明治二十六年制陸軍御夏衣、⑨明治三十八年制陸軍御軍服・御夏服・御外套、⑩明治二十九年制海軍御礼服・御軍服・御外套などである。侍従らが作成した目録からは、天皇が着用したフロックコートや、白羽二重をはじめとする和服や肌着類などを確認することはできない。それらは「見せない」天皇の姿であり、宝物館の展示物として相応しくないと判断したためと思われる。それにもかかわらず、大正十年四月二十一日の会議で目録を閲覧した宮内大臣・同次官・侍従長・庶務課長らから異議が出たため、六月十三日に再び大臣以下の意見を入れながら選定が行われた。

その結果、大正十年十月に明治神宮宝物殿へ御下賜が許可されたのは、①②⑦⑩に限られている。⁽⁹⁰⁾明治天皇が和服から洋服へと転換した画期的な正服および軍服、天皇が愛用しキヨツソーネの「御真影」にも描かれた明治十九年製の正衣および軍衣など、明治天皇像に相応しい服装が選ばれていることが見て取れる。⁽⁹¹⁾また海軍の意向に配慮してか、あまり天皇像とは結びつかない海軍の外套までが含まれて

いる。その一方で明治六年制と十九年制の間で存在感が希薄となった十三年制の正衣および軍衣をはじめ、明治天皇が着用を避けた夏服や、着用の機会が少なかったカーキ色の軍服は御下賜が取り止めとなっているのが分かる。天皇像に相応しくない服装が排除されていることは、御下賜が許可された②に含まれていた「御略服ノ御袴」や、⑦に含まれた「夏御軍服」「御剣帯」「御軍刀帯」「第二種御帽御日覆一添」「陸軍御外套御雨覆一御頭巾一添」「夏御雨覆」などが除かれた事実からも裏づけられる。

明治神宮宝物館に御下賜された天皇の服装類は、宮内大臣以下の宮内省関係者の選定により、天皇像に相応しいものに限られたのである。宝物館に展示された服装は、生前の「見せる」天皇の姿を伝承する役割を果たすこととなる。現在もなお明治天皇像といえ、多くの人々が明治十九年の制服と、それを着た天皇の「御真影」を想起する。そのように人々が想起するのには、天皇の軍服と「御真影」が宝物館で展示されていることも寄与しているに違いない。

註

- (1) 佐々木克「天皇像の形成過程」(飛鳥井雅道編『国民文化の形成』筑摩書房、一九八四年六月)、同上「明治天皇のイメージ形成と民衆」(西川長夫・松宮秀治編『幕

末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、一九九五年三月)、同上「近代天皇のイメージと画像」(『天皇と王権を考える』六、岩波書店、二〇〇三年一月) 同上『幕末の天皇・明治の天皇』(講談社学術文庫、二〇〇五年一月) 参照。

(2) 永井和「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ——天皇の統帥命令の起源——」(佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年九月) 参照。

(3) 伊藤之雄「明治天皇」ミネルヴァ書房、二〇〇六年九月参照。

(4) 「明治天皇と日露大戦争」(新東宝、一九五七年)、「天皇・皇后と日清戦争」(新東宝、一九五八年)、「明治大帝と乃木將軍」(新東宝、一九五九年)、「明治天皇御一代記」(大蔵映画、一九六四年)。

(5) 「明治神宮聖徳記念絵画館壁画」明治神宮外苑、一九九七年、一四、一八頁。

(6) 東京大学史料編纂所編『復古記』七、東京大学出版会、二〇〇七年覆刻版、二五六頁。唐制の礼服については、武田佐知子「古代天皇の冠と衣服——中国衣服制の継受をめぐって——」(岩波講座・天皇と王権を考える)九『生活世界とフォークロア』岩波書店、二〇〇三年二月、所収)が詳しい。

(7) 「明治天皇の御肖像」明治神宮、一九九八年、一〇、一二頁。

(8) 拙稿「明治太政官制形成期の服制論議」(『日本歴史』六九八、二〇〇六年七月) 参照。

(9) アーネスト・サトウ著・坂田精一訳『二外交官の見た明

- 治維新」下、岩波文庫、一九六〇年、一三三九頁。
- (10) 拙稿「宮中勤番制度と華族——近習・小番の再編——」
〔大倉山論集〕五七、二〇一一年三月〕参照。
- (11) 「岩倉公への書翰」明治四年六月二十四日、二十九日、
七月三日(日本史籍協会編「大久保利通文書」四、マツ
ノ書店、二〇〇五年覆刻版、三二〇、三二七、三二七頁)。
- (12) 「明治天皇紀」二(明治五年四月二十四日条) 吉川弘文館、
一九六九年、六七〇頁、吉井友美書翰「岩倉具視宛」明
治五年五月十七日(日本史籍協会編「岩倉具視関係文書」
五、東京大学出版会、一九八三年覆刻版、一四〇頁)。
- (13) 「大礼服新製取調書」宮内庁書陵部所蔵、一七三七八四。
- (14) 「輝かしき明治の美」産経新聞社、二〇〇〇年、一四頁。
- (15) 「王家の肖像——明治皇室アルバムの始まり——」神奈
川県立歴史博物館、二〇〇一年、一〇一頁。
- (16) 「大元帥元帥服制雛型取調書山県兵部大輔ヨリ送付ノ件」
〔重要雑録〕総務課、明治五年、宮内庁書陵部宮内公文
書館所蔵)、『法令全書』明治五年第二五二号。
- (17) 前掲「明治神宮聖徳記念絵画館壁画」六〇頁。
- (18) 「御軍服帯用御剣取調方陸軍大輔へ照会ノ件」(前掲「重
要雑録」総務課、明治六年)。
- (19) 前掲「輝かしき明治の美」一五頁。
- (20) 「明治天皇紀」三(明治六年三月三十日条) 吉川弘文館、
一九六九年、四七頁。
- (21) 前掲「明治神宮聖徳記念絵画館壁画」七二、七八、八二
頁。
- (22) 前掲「明治天皇紀」三(明治八年七月三十一日条) 四八
三頁。
- (23) 「法令全書」明治十三年太政官達第五五号。
- (24) 同右、明治十四年太政官達第七四号。
- (25) 「柳原刀自子談話」昭和三年四月十二日(堀口修監修・
編集「明治天皇紀」談話記録集成」三、ゆまに書房、
二〇〇三年、二九二—二九三頁)。
- (26) 「聖上御服御徽章改正ニ付御制服一式御調進ノ
件」(前掲「重要雑録」総務課、明治十九年)。
- (29) 前掲「明治天皇の御肖像」三六頁、前掲「輝かしき明治
の美」一六頁。
- (30) 多木浩二「天皇の肖像」岩波新書、一九八八年七月、
丹尾安典「キョッソーネの拒絶——川村清雄との関係を
めぐって——」(明治美術学会・財団法人印刷局朝陽会
編「お雇い外国人キョッソーネ研究」中央公論美術出版
一九九九年六月、一三七—一三八頁)、前掲「幕末の天
皇・明治の天皇」二六〇—二六一頁。
- (32) 「明治天皇紀」七(明治二十二年八月十九日条、同二十
三年十月四日条、吉川弘文館、一九七二年、三三六—
三三七、六四四—六四五頁)。
- (33) 同右、八(明治二十六年十二月二十六日条) 吉川弘文館、
一九七三年、三五六頁。
- (34) 「子爵日野西資博談」大正十五年七月二十六日・三十日、
八月二日(前掲「明治天皇紀」談話記録集成」一、一
九三頁)。
- (35) 「子爵數篤麿談話速記」昭和三年五月二十二日(前掲
「明治天皇紀」談話記録集成」三、一八頁)、「慈光寺仲
敏談話速記」昭和二年二月二十三日(同上、二五六頁)。
「子爵齊藤実談話速記」昭和四年三月二十七日(前掲

- 『明治天皇紀』談話記録集成』五、一四一頁。
- (36) 前掲『明治神宮聖徳記念絵画館壁画』六六、八四、九四、一〇六頁。
- (37) 同右『子爵藪篤磨談話速記』(同右『明治天皇紀』談話記録集成』三、五一―五三頁)。
- (38) 前掲『子爵日野西資博談』(前掲『明治天皇紀』談話記録集成』一、一三一―一三三頁)、『子爵日野西資博第二回談話速記』昭和四年五月二十四日(同上、四〇五、四三六―四三九頁)。
- (39) 前掲『明治天皇紀』二(明治五年四月四日条)六六三頁。
- (40) 同右(明治五年五月二十六日条)六九三頁。
- (41) 同右(明治五年六月二日条)六九八頁。
- (42) 前掲『明治天皇紀』三(明治八年十二月九日条)五四四頁。
- (43) 『明治天皇紀』五(明治十四年十二月三十一日条)吉川弘文館、一九七一年、五九六頁。
- (44) 『明治天皇紀』一二(明治四十二年十月二日条)吉川弘文館、一九七五年、二八四頁。
- (45) 前掲『明治天皇紀』五(明治十三年七月十六日条)一四三頁。
- (46) 『明治天皇紀』一一(明治三十八年十一月十六日条)吉川弘文館、一九七五年、四〇〇頁。
- (47) 前掲『明治天皇紀』三(明治八年十二月二十日条)五四五―五四六頁。
- (48) 長岡外史文書研究会編『長岡外史関係文書 回顧録篇』吉川弘文館、一九八九年、七八―七九頁。
- (49) 『徳大寺実則日記』明治三十年十月十八日・十九日
- (50) 条(宮内庁書陵部所蔵、C―一―四九)。
- (51) 前掲『長岡外史関係文書 回顧録篇』七九頁。
- (52) 『明治三十三年清国事変戦史』(博文館、一九〇四年)の附図からは、北清事変の鎮圧に共同出兵したイギリス・ドイツ・フランス・アメリカ軍などがカーキ色の軍服を着用していたことが見て取れる。
- (53) 『官報』明治三十三年、勅令第三六四号。白色の肋骨服から一列五個釦への変更を裁可したのは、天皇が夏服を着用しなかつたからだと思われる。
- (54) 『松村龍雄第二回談話速記』昭和三年四月二十五日(前掲『明治天皇紀』談話記録集成』五、三〇五―三〇六頁)、『毎日新聞』明治三十四年六月十七日。
- (55) 『稲畑勝太郎君伝』稲畑勝太郎翁喜寿記念伝編纂会、一九三八年、三二六―三二七、三二九―三三二頁。
- (56) 『官報』明治三十七年、勅令第二九号。
- (57) 『大庭二郎書簡』明治(三十七)年八月十三日(長岡外史文書研究会編『長岡外史関係文書 書簡・書類篇』吉川弘文館、一九八九年、九五頁)。
- (58) 前掲『明治天皇紀』一一(明治三十八年二月一日条)四九一―五二頁。
- (59) 山本四郎編『寺内正毅日記』(明治三十八年六月九日・二十六日条)京都女子大学、一九八〇年、三三一、三三五頁、前掲『明治天皇紀』一一(明治三十八年六月九日条)一六八―一六九頁。
- (60) 『官報』明治三十八年、勅令第一九六号、同右(明治三十八年七月十一日条)二〇二―二〇三頁。
- (61) 『白井二郎談話速記』昭和三年五月三十日(前掲『明治
- (62)

- 天皇紀』談話記録集成』六、二七六一—二七七頁。
- (63) 『官報』明治三十九年、勅令第七〇号、第七一号、第七二号、前掲『明治天皇紀』一一（明治三十九年四月十二日条）五三二頁。
- (64) 『官報』明治四十五年、勅令第一〇号。
- (65) 『子爵齊藤実談話速記』昭和四年三月二十七日（前掲『明治天皇紀』談話記録集成』五、一二二—一二三頁）。
- (66) 前掲『明治天皇紀』一一（明治三十八年十月二十一日条）三五七—三五八頁。
- (67) 同右（明治三十九年七月六日、同四十年十二月二十七日条）五八七、八五五頁。
- (68) 同右（明治三十九年四月三十日、五月一日条）五三八、五四三頁。
- (69) 『明治天皇とその時代——描かれた明治、写された明治——』産経新聞社、二〇〇二年、五六—五七頁。
- (70) 前掲『明治天皇紀』一一（明治三十九年十二月二十一日条）六五三頁。
- (71) 前掲『明治神宮聖徳記念絵画館壁画』一五八頁。
- (72) 前掲『白井二郎談話速記』（前掲『臨時帝室編集局史料『明治天皇紀』談話記録集成』六、二七七頁）。
- (73) 前掲『王家の肖像——明治皇室アルバムの始まり——』の図録番号、一五・一六・二二・二八（三四、一〇〇、一〇二、一〇五頁）。
- (74) 同右、二一・二四・三一・三四・三五（三六、一〇四、一〇五頁）。
- (75) 同右、一九・二〇・二一・二五・二六・二七・三一・三二・三七・三九・四三・四七・六〇（三四、三五、三八、三九、四一、四九、一〇三—一〇六頁）。
- (76) 同右、一二—二四・二七—二四一（七八、七九、八一—八七、一一九—一二二頁）。
- (77) 同右、一〇一・一〇二（六六—六七頁）。
- (78) 同右、一二五（八〇頁）。
- (79) 同右、一五七・一五八（九三—九四頁）。
- (80) 同右、一〇一・一一一（七二、一一七頁）。
- (81) 同右、九八・九九・一〇七・一一三（一一五—一一六頁）。
- (82) 前掲『明治神宮聖徳記念絵画館壁画』一五二頁、前掲『明治天皇の御肖像』五三頁。
- (83) 前掲『明治天皇の御肖像』五三—五四頁。
- (84) 『官報』大正二年、皇室令第九号、勅令第三〇六号。
- (85) 前掲『王家の肖像——明治皇室アルバムの始まり——』の図録番号、一一七、一一九（七四—七五頁）。
- (86) 同右、一一四（七三頁）。
- (87) 前掲『明治天皇の御肖像』四七—五〇頁。
- (88) 同右、五一—五二頁。
- (89) 『明治神宮神宝殿へ陳列ノ為御物下賜ノ件』（恩賜録）補遺三、総務課、大正十年、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。
- (90) 明治十三年制の軍服上衣は田中光頭に下賜されたもの（幕末と明治の博物館所蔵）が、同三十八年制のカーキ色の軍服・外套は桂太郎に下賜されたもの（桂家所蔵）が確認できる。
- (92) 前掲『明治神宮神宝殿へ陳列ノ為御物下賜ノ件』
(日本大学商学部助教)